

事務連絡
令和7年12月23日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」
に係る融資対象の追加について

独立行政法人福祉医療機構では、物価高騰の影響を受けた医療施設及び社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」において、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っているところです。

そうした中で、令和7年度補正予算において、新たに指定居宅介護支援事業等（注1）のほか、営利法人立の指定訪問看護事業等（注2）を本優遇融資の融資対象として追加することとなりました。

つきましては、新たに融資対象となった事業を実施している事業者が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、貴会におかれましては、本件について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

（注1）介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業。

（注2）介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。

【事務連絡に関するお問合せ先】
(営利法人立の指定訪問看護事業等に対する融資について)
厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係
代表電話：03-5253-1111（内線2671）直通電話：03-3595-2274
(指定居宅介護支援事業等に対する融資について)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係
代表電話：03-5253-1111（内線2866）直通電話：03-3595-2616
【優遇融資に関するお問合せ先】
独立行政法人福祉医療機構
物価高騰対応資金専用番号 直通電話：03-3438-0403

令和7年度



福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、
経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
- (医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または
地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間		10年以内
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率		1.70%※1 直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額 ※2	((①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年12月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。

▼利率表はこちら

福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。



※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。（医療貸付においては、担保評価額×80%と上記記載の貸付金の限度額のいずれか低い金額までとなります。）

医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

